

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1722

11月の税務

《もくじ》

1. 所得税の予定納税額の納付(第2期分)
納期限…12月2日
 2. 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…11月15日
 3. 10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税
の納付
納期限…11月11日
 4. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税
・地方消費税・法人事業税・(法人事業所
得税)・法人住民税)
申告期限…12月2日
 5. 3月、6月、9月、12月決算法人・個人
事業者の3月ごとの期間短縮に係る確
定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…12月2日
 6. 3月決算法人の中間申告(法人税・法人
事業税・法人住民税)…半期分
申告期限…12月2日
 7. 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、
12月決算法人の3月ごとの中間申告(消
費税・地方消費税)
申告期限…12月2日
 8. 消費税の年税額が4,800万円超の8月、9
月決算法人を除く法人の1月ごとの中
間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…12月2日
- ※ 税を考える週間…11月11日～17日

◎税務のニュース

経財相／経団連と意見交換／賃上げ継続を要請
…2

◇中小企業経営者のための豆知識

簡易課税制度

1. 簡易課税制度とは …3
2. 簡易課税制度の要件 …3
3. 簡易課税制度の届出 …4
4. 簡易課税制度における仕入控除税額の計算 …5
5. 簡易課税制度の計算の特例 …6

▼中小企業経営者のための法人税入門

第3章【費用の税務】

13 欠損金

- (1) 欠損金の繰越し還付 …10

◇青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

- 基礎控除 …14

▼中小企業経営者のための経営・法律相談

◎人件費の増加を抑える …15

○中小企業経営者のための仕訳の実例

◎損害賠償金の仕訳

1. 損害賠償金とは

- (1) 損害賠償金の定義・意味・意義 …17

2. 損害賠償金の所得税法上の取り扱い

- (1) 損害賠償金の必要経費算入の可否 …17

簡易課税制度

消費税の「簡易課税制度」をご存知でしょうか。

簡易課税制度は多くの中小事業者にとって便利な制度と言えますが、一部の事業者に関しては制度を利用することで損をしてしまう場合もあります。本記事では、簡易課税制度の内容について説明した上で、制度を利用するメリットとデメリットについて解説していきます。

1. 簡易課税制度とは

簡易課税制度とは、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者の事務負担の軽減を目的として、届出を行った事業者に対し、簡易化された仕入控除税額の計算を認めるという制度です。

この説明では少々わかりにくいかと思いますので、噛み砕いて説明します。簡易課税制度を理解するには、まず原則の課税制度を理解することが必要です。通常、消費税の納付税額は以下のように計算します。

$$\begin{aligned} \text{(納付税額)} &= \\ &\text{(課税売上等に係る消費税額)} - \text{(課税仕入等に係る消費税額)} \end{aligned}$$

簡単に言うと、

課税売上に係る消費税額 = 「預かった」消費税

課税仕入に係る消費税額 = 「支払った」消費税

です。

支払った消費税は仕入先が納付することになりますので、自社が納付すべき税額は預かった税額から支払った税額を控除したものになります。この控除する金額を「仕入控除税額」といいます。

仕入控除税額の計算には、事業者は課税対象となる仕入高だけではなく、設備の購入など消費税を支払った取引すべてを含みます。そのため、仕入を行う度にその金額を記録し、納付税額の計算の際に課税対象となるものだけを合算するのは、ご存知の方も大勢いらっしゃる通り、中小事業者にとって大きな事務的負担となるのです。

その事務的負担を軽減するために、届出を行った事業者は、課税売上等に係る消費税額（預かった税額）の一定割合を課税仕入等に係る消費税額（支払った税額）として計算することができます。この方式を採用することによって、事業者は売上に関してのみ記録・計算を行えばよくなり、事務負担が大幅に軽減されることとなりました。

2. 簡易課税制度の要件

簡易課税制度を利用するための要件は、以下のようになります。

- ・前々年又は前々事業年度の課税売上高が5,000万円以下である

簡易課税制度は、中小事業者の事務負担の軽減を目的としているので、課税売上高が5,000万円以下の中小事業者であることが前提となります。

- ・「消費税簡易課税制度選択届出書」を事前に提出している

納税地を所轄する税務署長に、利用しようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要です。期中や期末になり慌てて変更することはできないので、事前の中長期的な計画が必要不可欠となります。

- ・2年間原則の課税制度に変更することはできない

簡易課税制度を適用した年度から2年間変更することができません。そのため、例えば大きな設備投資や事務所の改修を計画している場合は注意が必要です。

3. 簡易課税制度の届出

上述したように、この制度の適用を受けるためには、納税地を所轄する税務署長に、原則として適用しようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することが必要です。

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となっている場合、又は新設法人に該当する場合で調整対象固定資産(注)の仕入れ等を行った場合は、一定期間「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できない場合があります。この「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、原則として、2年間は実額計算による仕入税額の控除に変更することはできません。

また、簡易課税制度の適用をとりやめて実額による仕入税額の控除を行う場合には、原則として、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要がある、とりやめる課税期間の初日から課税仕入れ関係の帳簿及び請求書などを保存することが必要です。

なお、簡易課税制度選択届出書を提出している場合であっても、基準期間の課税売上高が5,000万円を超える場合には、その課税期間については、簡易課税制度は適用できませんのでご注意ください。

(注) 「調整対象固定資産」とは、棚卸資産以外の資産で、建物及びその付属設備、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で一の取引単位の価額(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額)が100万円以上のものをいいます。

要するに「今期から簡易課税の適用を受けたい」と思い付いても、その課税期間開始前までに届出書を提出していなければ、すぐには簡易課税を適用できないのが原則です。

期中に届出書を提出した場合は、次の課税期間から簡易課税制度が適用されます。ただし、設立1期目の場合は事前に届出書を提出することが困難であるため、設立1期目中に届出書を提出すれば、設立1期目から簡易課税制度の適用を受けることができます。

なお、簡易課税制度の適用をとりやめる場合には、やめようとする課税期間開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

4. 簡易課税制度における仕入控除税額の計算

◇通常の計算

前述したように、簡易課税制度では課税売上等に係る消費税額の一定割合を仕入控除税額とします。この一定割合を「みなし仕入率」といいます。業種によって仕入控除の性格が異なるので、業種ごとにみなし仕入率が定められています。

例えば、課税の対象となる仕入額（商品の購入や設備投資など）が多くを占める卸売業はみなし仕入率が高く（90%）、課税の対象とならない仕入額（給与など）が多くを占めるサービス業はみなし仕入率が低く（50%）設定されています。業種ごとのみなし仕入率は以下のようになります。

分類	業種	みなし仕入率
第1種	卸売業	90%
第2種	小売業	80%
第3種	製造業	70%
第4種	その他の事業	60%
第5種	サービス業等	50%
第6種	不動産業	40%

この内、一種類の事業だけを取り扱う事業者の場合、仕入控除税額は次のように計算します。

（仕入控除税額）＝

（課税売上等に係る消費税額）×（取り扱う業種のみなし仕入率）

業種によってみなし仕入率は異なっていますので、複数の業種を取り扱う事業者の場合は課税売上を業種ごとに分ける必要があります。

◇特例の計算

前述の計算方法は、1つの種類だけの事業を行っている企業にのみ当てはまります。ただし実際には、複数の事業を行っている企業もたくさんあります。

仮に、サービス業の会社が社用車を売却する場合、サービス業は第五種に該当し、資産の売却は第四種に該当するため、事業の区分が複数にわたります。また、不動産業の場合でも、事業内容によっては区分が変わるなど、注意する必要があります。

こういったケースでは、それぞれの事業の区分に当たるみなし仕入れ率を掛けた金額が仕入れに対しての税額控除の額になります。

具体的な計算方法は下記の通りです。

$$\begin{aligned}
 (\text{仕入控除税額}) &= (\text{第一種事業に係る消費税額}) \times 90\% \\
 &+ (\text{第二種事業に係る消費税額}) \times 80\% \\
 &+ (\text{第三種事業に係る消費税額}) \times 70\% \\
 &+ (\text{第四種事業に係る消費税額}) \times 60\% \\
 &+ (\text{第五種事業に係る消費税額}) \times 50\% \\
 &+ (\text{第六種事業に係る消費税額}) \times 40\%
 \end{aligned}$$

5. 簡易課税制度の計算の特例

上でも触れたとおり、複数の事業を営む事業者には計算の特例が設けられています。計算方法はやや複雑ですが、簡単に解説していきます。

※ この計算式はあくまで概算です。実際には端数調整の影響、消費税・地方消費税を別に計算するなどの影響により多少の誤差が発生します。

◇ 2種類以上の事業を営む場合

この特例は、2種類以上の事業を営んでいても、次の条件を満たせばメイン事業のみなし仕入率をすべての事業のみなし仕入率として適用できるという特例です。

- ・ 2種類以上の事業を営む事業者であること
 - ・ 1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占めること
- これだけでは分かりづらいかもしれないので、簡単な例を示しておきます。

例：小売業売上2,500万円、サービス業売上500万円の事業者

判定：2,500万円 / 3,000万円 = 83.3% ≥ 75%

税額計算：(3,000万円 × 8%) - (3,000万円 × 8% × 80%) = 48万円

このケースでは小売業の売上が全体の売上の約83%を占めるため、特例計算が適用できます。

なお、このケースで通常の簡易課税計算をすると次のようになります。

$$\begin{aligned}
 & (3,000万円 \times 8\%) - (2,500万円 \times 8\% \times 80\%) \\
 & - (500万円 \times 8\% \times 50\%) = 60万円
 \end{aligned}$$

このように、特例計算を適用したほうが有利であることが分かります。

◇ 3種類以上の事業を営む場合

この特例は、3種類以上の事業を営んでいても、次の条件を満たせば売上割合の高い上位2つの事業のみなし仕入率を適用できるという特例です。

- ・ 3種類以上の事業を営む事業者であること
- ・ 特定2種類の事業の課税売上高の合計が、全体の課税売上高の75%以上を占めること

この特例では、その2業種のうちみなし仕入率の高い方の事業にはその業種のみなし仕入率をそのまま適用し、それ以外の課税売上高については、その2種類の事業のうち低い方のみなし仕入率をその事業以外の課税売上げに対して適用することができるというものです。

文章だけでは分かりにくいと思いますので、こちらも例を示しておきます。

例：小売業売上2,500万円、製造業売上1,000万円、サービス業売上500万円の事業者

判定：2,500万円 + 1,000万円 / 4,000万円 = 87.5% ≥ 75%

税額計算：(4,000万円 × 8%) - (2,500万円 × 8% × 80%)
- {(1,000万円 + 500万円) × 8% × 70%} = 76万円

上位2種類の事業のうち最も売上割合が多い小売業には小売業のみなし仕入率をそのまま適用し、それ以外の売上には2番目に売上割合が多い製造業のみなし仕入率を適用します。

なお、「2種類以上の事業を営む場合の特例」と「3種類以上の事業を営む場合の特例」はどちらか有利な方を適用することができます。

◇事業ごとの売上高を区分していない場合

課税売上を業種ごとに分けていない事業者も制度を利用することができますが、その場合は、取り扱う業種のうち一番低いみなし仕入率を用いて計算を行います。

なお、複数の業種を取り扱う事業者のうち、次のいずれかに該当する場合は、通常においても特例においても計算方法が少し変わりますのでご注意ください。

- ・貸倒回収額がある場合
- ・売上対価の返還等がある場合で、各種事業に係る消費税額からそれぞれの事業の売上対価の返還等に係る消費税額を控除しきれない場合

6. 原則課税と簡易課税

一番気になるのは、「原則課税と簡易課税、どちらが得なのか」という点ではないでしょうか。

ここからは簡易課税制度のメリットとデメリットについて解説します。

◇簡易課税制度のメリット

まずは、簡易課税制度のメリットから見ていきましょう。

- ・メリット① 消費税額の計算が簡素化され、事務負担が減る
一番大きなメリットは消費税額の計算に伴う事務負担が軽減されるという点でしょう。
仕入に係る消費税区分をしなくて済むため、単純に原則計算と比べて、2倍以上事務負担が軽減できます。
また、売上の金額が推定できれば期中の段階で納付税額の想像がつく点も大きなメリットです。
- ・メリット②元々経費が少ない事業者は得になるケースが多い
元々経費が少ない事業者にとっては、簡易課税の方が納付税額が少なくなるケースがあります。
みなし仕入率はあくまで概算で設定された割合なので、同業他社よりかなり経費を抑えられている事業者にとっては、実際の仕入税額より多大な仕入税額控除を受けられる可能性が高いでしょう。

◇簡易課税制度のデメリット

- ・デメリット①かえって計算が複雑になる可能性がある

みなし仕入率は業種ごとに設定されています。したがって、例えば卸売業と小売業と飲食店と不動産業を一つの法人で行っている場合、売上を業種別に区分しなければなりません。

また、後ほど説明しますが、複数の事業を行っている法人には特例計算が設けられており、その判定の必要も生じます。

このような理由によりかえって計算が複雑化、事務負担が増大してしまう可能性もあります。

- ・デメリット②たくさん経費を使ったとしても、消費税額に影響しない

簡易課税制度では、売上金額を元に消費税額を計算するため、いくら経費を使っても消費税額には全く影響を与えません。例えば、高額な機械設備を購入したり、赤字覚悟で大規模な広告を打ったとしても、それらは消費税額の計算上考慮されないのです。このようなケースでは原則計算の方が得になる可能性があります。

◇過去数年の決算を元に試算してみよう

簡易課税制度のメリットとデメリットは分かっていただけだと思います。

簡易課税制度の適用を考えている方は、まずは、過去数年の自社の数字を元に、どちらが有利かを試算してみingことをおすすめします。

過去の傾向で、どちらかがはっきり有利という結果が出れば、それに従えばいいでしょう。

決算の数字次第でどちらが有利か変動がある場合は、今後の高額な設備投資の有無等によって総合的に判断するといいでしょう。

◇原則課税と簡易課税の比較例

具体的に、どのような場合にどちらの計算方法が有利となるのか、例を使用して確認してみます。

例① 通常のサービス業

条件：サービス業、課税売上高3,000万円、課税仕入高1,000万円

原則課税： $(3,000万円 \times 8\%) - (1,000万円 \times 8\%) = 160万円$

簡易課税： $(3,000万円 \times 8\%) - (3,000万円 \times 8\% \times 50\%)$
 $= 120万円$

このケースでは簡易課税の方が納付税額が少なく、有利となります。

例② 高額な設備投資をしたサービス業

では、もし例①の企業が高額な設備投資をしたらどうなるのでしょうか。ここでは、仮に1,000万円の内装工事を追加したものとします。

条件：サービス業、課税売上高3,000万円、課税仕入高2,000万円

原則課税： $(3,000万円 \times 8\%) - (2,000万円 \times 8\%) = 80万円$

$$\begin{aligned} \text{簡易課税} &: (3,000\text{万円} \times 8\%) - (3,000\text{万円} \times 8\% \times 50\%) \\ &= 120\text{万円} \end{aligned}$$

このように、高額な設備投資などにより課税仕入が増大する場合、原則課税の方が有利となります。

◇どちらが得かは結果論である

上記の例では、どちらが有利かはっきりとした結果が出ましたが、現実的にすべての取引を事前に予想するのは難しい面があるでしょう。

設備投資なら事前に計画していることも多いでしょうが、その年の事業が順調に行くかどうかの予測は困難です。

例えば、莫大な利益が出れば簡易課税が有利となり、大きな赤字になれば原則計算が有利のケースが多くなります。

結局どちらが有利かは結果論である場合も多いため、ある程度割り切りが必要でしょう。

◇税負担が増加する場合がある

メリットの項目でも記載しましたが、課税仕入の課税売上に対する割合によっては、原則の課税制度よりも税負担が大きくなってしまふことがあります。また、高額な設備投資の計画がある場合は、消費税を払っているのにもかかわらず控除額に計上できなくなってしまうため、注意が必要です。

7. 簡易課税制度で得する業種

一つに、みなし仕入率が高い方が、本則課税を選択したときの納税額よりおさえられるという特徴があります。またそのような業種（卸売業や小売業）では、取引数を増やすことで利益が増えるため、その分会計上の手間が多いと言えます。つまり、みなし仕入れ率が80%以上の業種では簡易課税制度の恩恵を享受しやすいのです。

また、みなし仕入れ率が低くても、消費税の対象とならない人件費が経費の多くを占めるサービス業などでも簡易課税制度を検討する価値があるといえるでしょう。

8. まとめ

簡易課税制度を利用することは、事業者にとってメリットをもたらしますが、そこにはデメリットも存在します。そのため、事業者の方は、自社におけるメリットとデメリットをしっかりと認識し、制度を利用したほうがいいのか、それとも利用しないほうがいいのかを見極めることが大切です。しかし、特に節税になるかどうかに関しては細かい知識と計算が必要になるので、判断が難しければ税理士に相談してみてください。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

13 欠損金

(2) 欠損金の繰越し還付

欠損金とは、財務会計上の赤字のことを指します。

ある年度の利益が

マイナスになれば、

それは欠損金が発生したといえます。

欠損金繰越控除とは、この欠損金が発生した翌年度以降、

繰越期限が切れる9年間（平成30年4月1日以後に開始する

事業年度において生じた欠損金は10年間）

のうち利益がプラスになった場合、マイナスとプラスを相殺できるという制度です。

つまり、現在の赤字によって、将来の黒字を相殺できるということです。

現在、2008年4月1日より後に発生した欠損金のみ、

9年間の期間

で繰り越せます。それ以前の欠損金の繰越期間は7年間でした。

また、欠損金繰越控除の控除限度額や繰越期間については近年改正が頻繁に起こっているので注意が必要です。

上述したとおり、欠損金繰越控除を適用させることによって、今年度生じた赤字を翌年度以降に繰り越すことが可能になり、黒字の年の利益を相殺することによって課税所得を減らし、法人税など納税額を減らすことができます。

これは、もうお分かりですね。

青色申告をしている会社が、欠損金を出した場合、もう1つの特例があります。

それは

欠損金の繰戻し還付

といわれるものです。

前期において黒字で法人税を納付した法人が、経営悪化などで当期赤字になってしまった場合、前期に納付した法人税の還付を請求することができる制度です。

簡単にいうと、

これまで黒字経営だったけれど、今期は赤字を出してしまった。そんなときに、税務署に「欠損金の繰戻しによる還付」の申請をすると、前期に納付した法人税から今期の赤字に相当する法人税の一部を戻してもらえるとということです。

ただし、この制度を利用すると、

税務調査が入る可能性

が高くなります。というのも、税務署に還付請求書の提出があったときには、所轄の税務署長により、その請求の基となった赤字について調査して、法人税の還付手続き（還付されない場合は理由を書面により通知）をすることになっているからです。

必ずしも税務調査が行われるわけではありませんが、これらの手続きから税務調査に入られる可能性は高くなります。

そのため、繰り戻し還付を行う場合は、税務調査のことも念頭において検討する必要があります。

制度の適用を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 還付を受けようとする事業年度から欠損が生じた事業年度の前事業年度まで連続して青色申告書である確定申告書を提出していること
- ② 欠損が生じた事業年度の青色申告書である確定申告書を提出期限までに提出していること
- ③ 上記②の申告書と同時に欠損金の繰り戻しによる還付請求書を提出していること

この制度は、地方税（都道府県民税、市町村民税、事業税）についての適用はありません。とはいえ、本制度を適用した欠損金が地方税で使用できなくなるわけではなく、地方税については欠損が生じた事業年度の欠損金額は翌期以降に繰り越すことができます。

なお、税務上では、会社の赤字のことを「欠損金」と言います。

例えば、

前期	〔	所得金額	100
		法人税額	30
当期		欠損金額	(△) 60

の場合、当期の欠損金額60を、全額、前期の所得金額100と通算して、

前期	所得金額	100
		↑通算
当期	欠損金額	(△) 60

通算した60に対応する前期の法人税額

$$\begin{array}{rcccl} \text{(前期の法人税額)} & & \text{(通算した欠損金額)} & & \\ 30 & \times & \frac{60}{100} & = & 18 \\ & & \text{(前期の所得金額)} & & \end{array}$$

18を返してもらうことができます。

また、会社の選択で、当期の欠損金額60のうち、40を前期の所得金額と通算して、残額の20を翌期以降に繰り越すこともできます。

この場合、通算した40に対する前期の法人税額

$$\begin{array}{rcccl} \text{(前期の法人税額)} & & \text{(通算した欠損金額)} & & \\ 30 & \times & \frac{40}{100} & = & 12 \\ & & \text{(前期の所得金額)} & & \end{array}$$

12を返してもらうことになります。

この欠損金の繰戻し還付は、
前期以前1年以内の事業年度の所得金額と通算することができます。

しかし、この欠損金の繰戻し還付の制度は、税制改正によって、平成4年4月1日から平成32年3月31日まで、の間に終了する事業年度については、適用できないことになりました。

なお、税制改正によって、
資本金1億円以下の、中小会社
について、
平成21年2月1日以後に終了する事業年度において
生じた欠損金は、
欠損金の繰越し還付ができることになりました。
ただし、たとえ資本金が1億円以下の会社であっても、
・資本金5億円以上の会社に100%株式を所有されている場合
・資本金が5億円以上の複数の会社に100%株式を所有されている場合
には、欠損金の繰戻し還付を受けることができなくなりました。

◆◇ま と め◇◆

- 1 青色申告している会社は、欠損金を翌機以降7年間（平成20年4月1日以後に終了した事業年度分からは9年）に繰り越して、所得と通算する
- 2 繰越欠損金は古い年度から通算する
- 3 繰越欠損金は、7年間（平成20年4月1日以後に終了した事業年度分からは9年）で切捨てになる
- 4 青色申告している会社は、欠損金を前期以前1年以内の年度の所得金額と通算して、前期以前に納めた税額を返してもらうことができる
- 5 これを、欠損金の繰越し還付という

青色申告に関するFAQ

9) 確定申告用語集

○基礎控除 | すべての納税者が無条件に受けられる所得控除 (38万円)

確定申告や年末調整において所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の一つに基礎控除があります。

基礎控除は、ほかの所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用されます。

基礎控除の金額は38万円です。

(注) 令和2年分以降の基礎控除については、納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

個人の合計所得金額	控除額
2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

○期中 | 会計年度 (事業年度) の途中

会計期間の開始日を「期首 (きしゅ)」といい、終了日を「期末日 (きまつび)」若しくは「決算日」、その間の期間のことを「期中 (きちゅう)」といいます。

簿記では、人為的に期間を1年と区切るため、決算日において「決算整理仕訳」が必要になります。代表的なものは減価償却です。

日本の会社は3月末決算が多いですが、外国の会社は12月末決算が多いようです。

- ・ 会計期間：企業が決めた報告書作成の区切りとなる1年間
- ・ 期首：会計期間のはじまりの日
- ・ 期末：会計期間の終わりの日
- ・ 期中：期首と期末の間
- ・ 前期：前の年の会計期間
- ・ 翌期：次の年の会計期間

中小企業経営者のための

経営・法律相談

人件費の増加を抑える

事例

当社は、長引く不況のなかで売上げが伸び悩んでいます。人件費は毎年のように増え続けています。売上高に占める人件費の比率も、年々高くなっています。

社員の給与を1～2割削減したいところですが、そうするわけにもいかず、頭を痛めています。これ以上人件費が増加したら、経営危機に陥るでしょう。

人件費の増加を抑えるには、どのような方法が有効でしょうか。

◇アドバイス◇

人件費の増加を抑えるためには、パートタイマー、契約社員、嘱託社員、派遣社員など、正社員以外の社員をできるだけ上手に活用することです。さらに、現在支給されている手当について、その必要性を総点検するのがよいでしょう。

◆◇解 説◇◆

中小企業において、人件費が正しくコントロールされている会社は決して多くないようです。事実、適正な人件費率はどの程度なのか、社員を増員した方が良いのか、はたまた減員した方が良いのか、人件費を削減するにはどのように進めれば良いのか、など等、人件費のコントロールに頭を悩ます中小企業経営者はじつに多いようです。

売上げや利益がなかなか伸びないなかで、人件費だけが年々増加するのは、経営者にとって頭の痛いところです。正社員については、毎月給与を支払わなければならない上に、賞与、退職金、福利厚生費の負担もあります。また、景気が悪

くなり、売上げが減ったからといって、簡単に解雇することはできません。

このため、正社員中心の経営をしている場合には、人件費が増加し続けるのは避けられないといえます。そこで、人件費の増加を抑えるためには、パートタイマー、契約社員、嘱託社員、派遣社員など、正社員以外の社員をできるだけ上手に活用することです。これらの社員は、仕事の量に応じて比較的簡単に雇用を増やしたり、減らしたりできます。また、賞与や退職金の支払いが求められているわけでもありません。社会保険料などの負担も少なくて済み、人件費の増加を抑えることが可能です。

消費者や取引先に対して商品・サービスを販売するためにはさまざまな仕事をしなければなりません。すべて社内ですべて処理していたら、どうしても人件費は高くなってしまいます。人件費の増加を抑えるためには、現在社内で行われている仕事の一部を外注に回す必要があります。

どのような仕事を外注化できるか、信頼できる業者がいるか、検討するとよいでしょう。

ところで、年2回、賞与を支給している会社がありますが、賞与の性格は、基本的に給与とは違います。

賞与を支給するかしないか、支給月数をどれくらいにするかは、会社の自由です。毎月の給与を10%、20%減らすのは法律上問題がありますが、業績が悪くなったときに賞与の支給月数を減らすことは特に問題はありません。

会社の業績があまりよくないのに、これまでどおりの基準で賞与を支給していると、人件費の負担が重くなります。このため、これまでいくら支給してきたかにかかわらず、あくまでもそのときの業績で支給月数を決めるようにすることが大切です。

また、毎年定期的に昇級を行っている会社の場合、この昇級について、社員の年齢や勤続年数をもとに決めていた会社が少なくありません。このように社員の年齢や勤続年数を基準にして昇級を決めていると、どうしても給与が高くなってしまいます。このため、

- ・仕事の能力の向上度
- ・仕事の生産性、効率性
- ・業績に対する貢献度

などを基準として昇給額を決めるようにするとよいでしょう。

最後に、基本給のほかに諸手当を支給している会社の場合ですが、この手当には、家族手当、通勤手当などさまざまなものがあります。ひとつひとつの手当の金額は僅かであっても、支給総額は大きいものになります。

手当は、もともと会社の必要に基づいて支給されるものです。しかし、一般的に、一度支給が決まると、経営環境が変化したり、仕事の内容が変更になったりしても、継続的に支給されるという性格があります。

このため、この際、現在支給されている手当について、その必要性を総点検するのがよいでしょう。そして、必要性が低下したり、まったくなくなっていると判断される手当は、社員に事情をよく説明して廃止するのがよいでしょう。

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎損害賠償金の仕訳

1. 損害賠償金とは

(1) 損害賠償金の定義・意味・意義

損害賠償とは、不法行為により損害を受けた者（将来受けるはずだった利益を失った場合を含む）に対して、その原因を作った者が損害の埋め合わせをすることです。適法な行為による損害の埋め合わせをする損失補償とは区別されます。

そして、損害賠償金とは、故意又は過失により他人の権利を侵害したことにより生じた損害を賠償（補填）するために支払う金銭をいいます。

(2) 損害賠償金の範囲・具体例

◇損害賠償金の範囲

- ・慰謝料・示談金・見舞金等

損害賠償金には、慰謝料、示談金、見舞金等の名目を問わず、他人に与えた損害を賠償するために支払う一切の金銭が含まれます。

◇損害賠償金の具体例

- ・交通事故の損害賠償金

損害賠償金の代表例として、交通事故を起こして支払う場合の損害賠償金があります。

2. 損害賠償金の所得税法上の取り扱い

(1) 損害賠償金の必要経費算入の可否

支払った損害賠償金を必要経費として落とせるかどうかは、業務の関連性と故意又は重過失の有無により判断されます。

すなわち、業務に関連しない損害賠償金や故意又は重過失により他人の権利を侵害したことにより支払う損害賠償金は、所得税法上、必要経費に算入されません。逆に言えば、業務に関連して、通常の過失により支払う損害賠償金については、必要経費に算入できることになります。

- ・必要経費不算入の損害賠償金
 - ・業務に関連しない損害賠償金
 - ・故意又は重過失により他人の権利を侵害したことにより支払う損害賠償金
- ・必要経費算入の損害賠償金

- ・業務に関連して、通常の過失により他人の権利を侵害したことにより支払う損害賠償金

(2) 損害賠償金が必要経費不算入とされる趣旨・目的

故意又は重過失による場合の損害賠償金まで必要経費に算入するのを認めることは、罰課金の場合と同様、これを所得税の減少というかたちで国が一部負担する（肩代わりする）結果となり適切ではない、と考えられるからです。

(3) 損害賠償金の位置づけ・体系

所得税法は、一定の支出の必要経費算入を制限しています。大別すると、次の2つがあります。

- ・家事関連費・租税公課等（所得税法第45条）
 - ・生計を一にする親族が事業から受ける対価（所得税法第56条）
- このうち、必要経費に算入されない「家事関連費・租税公課等」については、さらに次の3つに分類できます。

家事費と家事関連費

- ・個人を対象として課税される租税公課
- ・罰課金等
- ・罰課金
 - ・損害賠償金
 - ・必要経費算入の制限規定

3. 損害賠償金の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計経理処理方法・簿記の記帳の仕方・使用する勘定科目等

◇雑損失

損害賠償金を支払った場合は、雑損失勘定などで処理をする。

(2) 取引と仕訳の具体例・事例

1 業務上の事故を起こして、損害賠償金の支払いをしたとき

例題 当社の社員Yが、得意先に営業に置く途中、運転していた自動車で誤って事故を起こし、通行人にけがをさせた。

損害賠償金として200万円を支払いたい旨を当社から被害者に申し出ているが、期末までに金額面の承諾を得るに至っていない。

なお、この損害賠償金の対象となった行為などは、会社の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意又は重過失に基づくものではない。

損害賠償金	2,000,000	未払金	2,000,000
-------	-----------	-----	-----------

★ポイント★① 対象となった行為が法人の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意又は重過失に基づかない場合、損害賠償金は給与以外の損金となる

② その賠償すべき額が確定していないときであっても、期末までに相手方に申出た金額に相当する金額（保険金等により補填されることが明らか部分の金額を除く）を、その期の未払金に計上したときは損金となる。

2 損害賠償金について、保険金の収入が見込まれるとき

例題 上記と同じように業務遂行上、故意又は重過失に基づかない事故を社員Yが起こし、前期中に損害賠償金の内払いとして、示談成立前に現金80万円を支払った。その後、当期に示談が成立し、さらに70万円を現金払いした。

一方、保険金見積額は120万円であり、当期に保険金120万円を現金で受け入れた。

前期	損害賠償金	800,000	現金	800,000
	未払金	800,000	雑収入	800,000
当期	損害賠償金	700,000	現金	700,000
	現金	1,200,000	未収金	800,000
			雑収入	400,000

★ポイント★① 示談の成立等による確定前においても、損害賠償金として支出した金額を損金にすることができる。

② 保険金収入の受け入れについては、保険金見積額を上記のように損害賠償金の損金算入に対応させて、益金の額に算入する。

2 損害賠償金について、保険金の収入が見込まれるとき

例題 社員Aが、私用で社用車を使用し事故を起こした。損害賠償金として150万円支払うことに決定し、会社が立て替えた。

貸付金 1,500,000 現金 1,500,000

★ポイント★ 次の損害賠償金は損金とならず、当該役員又は使用人に対する債権（実情に応じて「貸倒損失」又は「給与」）となる。

① 対象者となった行為等が、法人の業務の遂行に関連しない場合

② 対象となった行為等が法人の業務に関連するが、故意又は重過失に基づくものである場合